

政務調査費の交付に関する条例(例) 及び同規程(例) 関係資料集

平成 12 年 12 月

全国都道府県議会議長会

政務調査費の交付に関する条例(例) 及び同規程(例) 関係資料集

目 次

1 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」の設置と審議経過	… 1
2 政務調査費の交付条例(例)	… … … … 3
3 政務調査費の交付規程(例)	… … … … 11
4 政務調査費の交付条例(例)の要点	… … … … 22

(参考資料)

1 議員の活動基盤の強化に関する要望	… … … … 35
2 地方自治法関係条文	… … … … 36
3 地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明	… … … … 37
4 地方自治法の一部を改正する法律案要綱	… … … … 38
5 地方自治法の一部を改正する法律案	… … … … 39
6 地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照条文	… … … … 40
7 地方自治法の一部を改正する法律の施行について(自治事務次官通知)	… 41
8 地方自治法の一部を改正する法律の施行について(自治省行政課長通知)	… 42
9 国会における関係法律	
① 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(抄)	… 44
② 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(抄)	… … … 45
10 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」設置要綱	… … … 46

1 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」の設置と審議経過

(1) 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」の設置

平成 12 年 5 月 24 日参議院本会議において、地方自治法の一部を改正する法律が可決成立し(平成 12 年法律第 89 号)、この改正により地方公共団体は、会派又は議員に対し条例の定めるところにより政務調査費を交付することができるところとなった。これは、従来地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づく補助金として議会の会派に対し交付されていたものを、「政務調査費」として自治法上その支給根拠を明確にするとともに、会派に加え議員に対する政務調査費の交付についても、その制度化が図られた点に大きな意義を有するものである。

なお、今次の改正は、本会のかねてからの強い要望等を踏まえ、議員立法により、全会一致でその実現が図られたところである。(要望運動の経緯等については本会発行の「政務調査費法制化への軌跡—議員活動基盤の充実をめざしてー」に詳述)

この法改正により、施行日(平成 13 年 4 月 1 日)以降に政務調査費を交付する場合には、条例でその内容を定めなければならないこととなった。こうした中で、平成 12 年 5 月 25 日開催の臨時総会において協議が行われ、各都道府県における政務調査費の交付に関する条例等の策定準備作業が円滑に進められるよう、全国議長会が事務局となり、各県の意向や考え方を踏まえつつ、全国議長会として指針となる条例等を提示することが必要との認識で一致した。このため、各ブロックを代表する理事県の議会事務局長で構成する「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」を設置し、所要の検討を進めていくこととされた。

(2) 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」及び役員会等の審議経過

第 1 回委員会は平成 12 年 7 月 27 日に開催され、政務調査費制度の基本的考え方、標準条例(案)及び標準規程(案)等について協議するとともに、具体的な条例案の素案作りは担当課長会議において検討することとされた。そして、担当課長会議は 8 月 9 日及び 9 月 8 日に開かれ、標準条例(案)及び標準規程(案)等について、各ブロックにおける検討結果をもとに協議を重ね、同会議でまとめられた条例(例)(案)及び規程(例)(案)について、制度の所管省である自治省の意見を求めることとなった。

第 2 回委員会は 10 月 10 日に開催され、各ブロックの意見や自治省から示された見解を踏まえて、政務調査費の交付に関する条例(例)(案)及び規程(例)(案)について更に検討を加え、一応の成案を得たものについて、再度各ブロックにおい

て検討の上、意見調整を図ることとされた。そして、10月31日に開催された第3回委員会で、政務調査費の交付に関する条例(例)(案)及び同規程(例)(案)が決定され、参与会に報告する運びとなった。

役員会及び参与会は平成12年11月10日に開催され、委員会が策定した「○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(例)」及び「○○(都道府)県政務調査費の交付に関する規程(例)」について最終の協議を行い、原案のとおり、役員会として正式決定がなされたものである。

2 政務調査費の交付条例（例）

（出處の省略）

〇〇（都道府）県政務調査費の交付に関する条例（例）
（平成 12 年 11 月 10 日役員会決定）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び第 13 項の規定に基づき、〇〇（都道府）県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関する必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付対象）

第 2 条 政務調査費は、〇〇（都道府）県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む）及び議員の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務調査費）

（出處の省略）

第 3 条 会派に係る政務調査費は、月額〇〇円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務調査費）

第 4 条 議員に係る政務調査費は、月額〇〇円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月○日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

四半期交付の場合

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の○日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(線上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消

滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

毎月交付の場合

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎月○日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により、当該月分の政務調査費を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の使途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して○日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して○日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して○日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出(第9条

に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 13 条 第 10 条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- (1) (都道府)県内に住所を有する者
- (2) (都道府)県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委 任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

(附 則)

この条例は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(第 10 条第 1 項、第 2 項関係)

○○(都道府)県議会議長		年 月 日
○○(都道府)県議会議長		人 難 1
○○(都道府)県議会議長		会 派 名
○○(都道府)県議会議長		代表者名 印
		出 支 金
(印 立 単)		
予 計	融出支	目 入
○○年度政務調査費に係る収支報告について		
○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第 10 条 第 1 項(第 2 項)に基づき、別紙のとおり○○年度政務調査費 収支報告書を提出します。		
費 用 事 件	費 用 事 件	費 用 事 件
費 用 事 件	費 用 事 件	費 用 事 件
費 用 事 件	費 用 事 件	費 用 事 件
費 用 事 件	費 用 事 件	費 用 事 件
費 用 事 件	費 用 事 件	費 用 事 件
余 残 金		
円		
○○(都道府)県議会議長		

〇〇年度政務調査費収支報告書

会派名

1 収 入

政務調査費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

項目	支出額	備 考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残 余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(第 10 条第 1 項、第 3 項関係)

書告辨支外費査開額額實手〇〇

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

人 外

円 _____ 氏 費査開額額 対名 印

出 支 金

(円 万 単)

〇〇年度政務調査費に係る收支報告について

費査開額額

〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第 10 条
第 1 項(第 3 項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度政務調査費
收支報告書を提出します。

費 繼 会

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

費 額 付 額

余 額 金

円 _____

。必ず此額を額内に記入し、其の上に捺印せよ。(註)

〇〇年度政務調査費收支報告書

氏名

1 収入

政務調査費 _____ 円

2 支出

(単位: 円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 政務調査費の交付規程（例）

（賃闇の書旨辨支外）

○○（都道府）県政務調査費の交付に関する規程（例）

（平成 12 年 11 月 10 日役員会決定）

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、○○（都道府）県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年 ○○県（都道府）条例第○○号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

（会派結成届等）

第 2 条 条例第 5 条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号によるものとする。

（会派及び議員の通知）

第 3 条 条例第 6 条に定める様式は、別記様式第 4 号によるものとする。

（政務調査費の請求）

第 4 条 条例第 8 条第 1 項に定める様式は、別記様式第 5 号及び第 6 号によるものとする。

（政務調査費の使途基準）

第 5 条 条例第 9 条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1 、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。

（収支報告書の写しの送付）

第 6 条 議長は、条例第 10 条の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第 7 号により知事に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第 7 条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して○年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(附 則)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

議院本会議の運営費

項目	内容
調査研究費	会派が行う(都道府)県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び(都道府)県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

* ()内は例示

別表第2(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う(都道府)県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の(都道府)県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び(都道府)県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

* ()内は例示

別 記

様式第1号(第2条関係)

○○(都道府)県議会議長	貴編会議事(印蓋)○○
殿	会派名 代表者
会派結成届 眞理異議会	印
○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
1 会派の名称	記
2 代表者の氏名	内閣
3 政務調査費経理責任者の氏名	内閣
4 所属議員数 (各)	内閣
5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり	内閣

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

○○(都道府)県議会議長

殿

会派名
代表者

印

会派異動届

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の 氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員 氏名)

様式第3号(第2条関係)

(沿用表記)号ト裏方紙

印

年月日

○○(都道府)県議会議長

事務局(印蓋)○○

殿

印

会派名
代表者

印

印

会派解散届

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

印

アリーニ会 (1)

アリーニ会(議員、議長)宛て会社印

アリーニ会 (2)

アリーニ会(議員)宛て会社印

様式第4号(第3条関係)

年　月　日

○○(都道府)県知事

殿

○○(都道府)県議会議長

氏名印

政務調査費の交付を受けようとする
会派及び議員について

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

(1) 会派について

別紙会派結成(異動、解散)届のとおり。

(2) 議員について

別紙議員名簿のとおり。

様式第5号(第4条関係)

(封筒添付用)第○○号

年月日

○○(都道府)県知事

事務局(印)○○

殿

類

会派名
代表者

印

○○年度政務調査費請求書

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項
の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

1 金 円 金
但し、 年 月分～ 年 月分(所属議員数 名)
(年 月分(所属議員数 名))

2 所属議員氏名 別添名簿のとおり

様式第 6 号(第 4 条関係)

年 月 日

○○(都道府)県知事

殿

氏 名 (印)

○○年度政務調査費請求書

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項
の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分
(年 月分)

主要の（原）風染せ交の費査罷憲姫 4

様式第7号(第6条関係)

4 政務調査費の交付条例（例）の要点

政務調査費の交付に関する条例(例)の要点

目 次

一 総論関係

- 1 条例(例)を作成した趣旨は何か。
- 2 法改正前と法改正後とでは政務調査費の性格は変わったのか。
- 3 会派のみに交付する場合、これまでの補助金要綱のままでよいか。

二 各条関係

- 4 条例(例)における交付対象はどう考えるべきか。（第2条関係）
- 5 会派により活動の実態が異なるので、会派により異なる交付形態（政務調査費の会派分の議員一人当たり額と議員分の配分額が会派により異なる。）の選択を認めることはどうか。又、議員一人当たりの額を「〇〇円を限度として…」とすることはどうか。（第3条、第4条関係）
- 6 条例(例)の「会派」と「議会運営規則」等において定められている「会派」とは異なるのか。（第5条関係）
- 7 政務調査費が議員個人にも交付されることとなれば、「一人会派」には交付しなくてもよいのではないか。（第5条関係）
- 8 政務調査費は、「議員であること」及び「会派に所属すること」により当然交付されるものであり、請求行為は必要ないのではないか。（第6条、第8条関係）
- 9 交付を受ける政務調査費（全部又は一部）をあらかじめ辞退することはどうか。（第8条関係）
- 10 政務調査費の具体的使途基準を規程事項としたのはなぜか。（第9条関係）
- 11 収支報告書の様式を条例で定めることとしたのはなぜか。又、その記載の内容（項目区分等）についてはどう考えるべきか。（第10条関係）
- 12 届出された収支報告書の内容について、議長においてチェックする仕組みを探ることとしているが問題はないか。（第11条関係）
- 13 自主的に返還する場合や目的外の使用が明らかとなった場合どうするのか、又、知事は「返還を命じることができる」と規定されているのはなぜか。（第12条関係）
- 14 収支報告書は閲覧に供さなければならないのか。（第13条関係）

三 その他

- 1 5 政務調査費の額の決定については、「第三者の意見を聞く」旨の規定を設けるべきではないか。
 - 1 6 会派が受けた政務調査費を議員に配分することはどうか。又、議員が受けた政務調査費を会派に納めることはどうか。
 - 1 7 条例案の提案者はどう考えるべきか。
 - 1 8 議員に係る政務調査費に対しては課税されることとなるのか。

此ち御ます」も金サ交査關西界アハニモニ県伊豆郡谷さ衣来第①
天保廿年正月廿日、ちに基ニ宝賊の柔ミテシ幕者皆自式狀、其費査
甲敷モ限財サ交幕金額謝るみ宝の事候、ナリ本因のノ事、はち
御前新吉殿實、龍申懇謝の事、アリ也斯一の金額謝るナ候
。アリアルニ難改參講手
御前新吉殿アハニ特別請各役費査關善候、ナリ既出アリモニ、アリ
アリ事務の辭由アリる御醜問ニテ、ノ長此ち難易とも付給御恩の
。アケスコト
諸御候て御本、此ち宝即被嘆射サ交の費査關善候、セルニ玉苑君の回令②
御前費査關善御當、アリヨリニ式神ちもニアリア宝ヨアハニシテ式神交
事、アリニテニキ要全御辨御第候、アリヨリニヨタス断ト判要ヒテ宝賊引附
事御辨御當、アリヨリニヨタス断ト判要ヒテ宝賊引附、ア
アケスコト式神也
事御候第③、士界差アリテニシテ御本、此ち御本サ交の也金サ交也金額謝、アリ也
御殿ちに基ニ華限財博會幕帳の有因谷おに付本具、ノタヌケ
アリ前会ノアリ主體モ華限財品土司群、ナリ(同)間染本、アリ
アケスコト式神也アリ本ノ要日籍申サ交のヘ事候

一 総論関係

1 条例(例)を作成した趣旨は何か。

本条例(例)は、各都道府県において政務調査費の交付に関する条例を制定する場合の一つの参考例として作成したものである。したがって、本条例(例)は政務調査費の交付に関し必要な一般的な事項を中心として定めているので、交付手続きの詳細などについては、各都道府県の財務上の取り扱いを参考に適宜規定したい。

2 法改正前と法改正後とでは政務調査費の性格は変わったのか。

① 従来から各都道府県において県政調査交付金として支給されている政務調査費は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、知事の判断により交付され、多くの団体では、知事の定める補助金等交付規則を適用し、団体等に対する補助金の一種として、その補助申請、実績報告等補助金交付と同様の手続きが採られている。

しかし、こうした仕組みは、政務調査費が各種団体に対する補助金と同様の恩恵的給付とも認識され易く、そこに問題があるとの指摘がなされてきたところである。

② 今回の法改正により、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、当該政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に、当然交付されることとなったものであり、いわゆる交付金的性格を有することとなったところである。

③ 一般に、補助金と交付金との交付手続き等についての差異は必ずしも明確ではなく、具体的には各団体の財務会計規則等に基づき処理されるものであるが、本条例(例)では、特に上記経緯等を踏まえて、「会派」及び「議員」から知事への交付申請は要しないこととしたものである。

3 会派のみに交付する場合、これまでの補助金要綱のままでよいか。

自治法は、会派が行う調査研究に資するため必要な経費の交付については、条例で定めることを求めている。本条例(例)における「使途基準」は、現在行われている政務調査費の実例を参考に定めようとしているところであり、会派が

行う調査研究の対象範囲は、極めて広範に及んでいる。したがって、これまでと同様の目的で交付されるものである限り、条例により定めなければならないものである。

二 各条関係

4 条例(例)における交付対象はどう考えるべきか。(第2条関係)

- ① 今回の地方自治法改正により創設された政務調査費について、法ではその交付対象を「会派又は議員」と規定している。これは、既に「会派」に対する交付金制度が全団体で実施されている都道府県は別として、現在一部の団体においてのみ実施されている市町村の事情を考慮し、団体の状況によっては「会派」又は「議員」のいずれかに、あるいは「会派及び議員」の双方に交付する形態が選択できるよう配慮されたことによるものである。
- ② 議長会では、昨年秋の総会において、現在「会派」に対して交付されている政務調査費の法制度化とあわせて、新たに議員個人の議会活動に対する財政支援の制度化を求める二つの要望を決定しており、これらの要望内容は、今回の自治法改正によりその実現を見たものである。
- ③ このような経緯を踏まえ、本条例(例)では「会派及び議員」としているところであるが、団体の事情により、とりあえず「会派」あるいは「議員」のいずれか一方を選択する場合があることも考えられる。

5 会派により活動の実態が異なるので、会派により異なる交付形態(政務調査費の会派分の議員一人当たり額と議員分の配分額が会派により異なる。)の選択を認めることはどうか。又、議員一人当たりの額を「〇〇円を限度として…」とすることはどうか。(第3条、第4条関係)

- ① 自治法は、政務調査費の交付額を条例で定めるものと規定しているが、これは、会派及び議員の双方に交付する場合には、それぞれの額や積算方法を条例で具体的に明確に示すべきものとの趣旨と考えられる。

したがって、条例では交付額の上限のみを定め、あるいは、会派分の議員一人当たりの額と議員分の合計額のみを定め、その範囲の中でそれぞれの具体的金額をいくらとするかは各会派の決定に委ねるなど、条例とは別の次元で交付額を決めるることは、交付額を条例案の審議を通じ、住民にオープンな場で決定するという政務調査費条例主義の趣旨に反するものと考えられる。

- ② 政務調査費は、法律の規定にもあるように、所要額の全額を補填するもの

ではなく、あくまでも経費の一部に充当されること(使用残額が生じた場合には返還が必要)に留意すれば、政務調査費は標準的な活動経費を想定して、財政事情等を勘案の上妥当な金額が設定されるべきであり、活動実態の程度に応じて金額を異にすべき性格のものとは考えられない。

6 条例(例)の「会派」と「議会運営規則」等において定められている「会派」とは異なるのか。(第5条関係)

各都道府県の議会における「会派」の定義や取扱は必ずしも統一されていないが、「会派」そのものが議会運営の中で位置付けられ、議会内でその取扱を受けるものであることにおいては、両者に特段の差はないものと考えられる。

したがって、①議員が構成すること②議会において実体があることが必要であるが、過去、政務調査費の交付に関する訴訟(徳島地裁)においては一人会派に対する交付も適当との見解が示されており、必ずしも二人以上で構成することが求められるものではないと考えられる。

なお、本条例(例)第5条においては、「議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、・・・会派結成届を議長に提出しなければならない。」としているが、本条の届出はあくまでも政務調査費の交付を受ける意思を有することの届出であり、議会運営上の会派結成届とは別のものである。

7 政務調査費が議員個人にも交付されることとなれば、「一人会派」には交付しなくてもよいのではないか。(第5条関係)

本条例(例)による会派に対する政務調査費は、従来、地方自治法第232条の2の規定に基づく一般的補助金として支給されていたものを交付金としてその法制化が図られたものであり、交付の対象等について新たに制限を設けたものではないので、一人会派への支給について当然にその取扱いを改める必要があるとは考えられない。しかしながら、議会において、今後、一人会派は対象としない取扱いとすることも可能と考えられる。

8 政務調査費は、「議員であること」及び「会派に所属すること」により当然交付されるものであり、請求行為は必要ないのではないか。(第6条、第8条関係)

- ① 交付手続きを具体的にどのような形で進めるかは各都道府県の財務会計規

則等によるべきものと考えられるが、前述のように、本条例(例)においては、「会派」及び「議員」は知事への交付申請を行わず、交付を受けようとする会派の議長への届出等に基づき、議長から知事に通知することによって「交付決定」(年間交付額を想定)が行われることとしている。

② 一方、交付決定を受けた者は、各交付時期に受給の意思を確定する意味等から、通常、請求の手続きを行うこととなっており、本条例(例)においても、一般的に行われている「請求に基づく交付」の手続きを取り入れているものである。

なお、団体により財務処理上支障がなければ、個々の請求を要することなく支出する取扱いとすることも可能と考えられる。

9 交付を受ける政務調査費(全部又は一部)をあらかじめ辞退することはどうか。(第8条関係)

① 今回の政務調査費の交付額は、一般的には、従来会派に交付されていたもののを会派分と議員分とに区分したものになると想定されるが、従来のものが十分機能していたものとすれば、今回の制度改正によって交付額に余剰が生じるとは考えられないところである。

② しかしながら、交付を辞退する者があり得ることも想定し、本条例(例)においては、交付を受けようとする会派の届出等により議長が交付対象者を知事に通知し、当該通知に基づき知事の交付決定が行われることとしている。

なお、交付を受けることを希望しない議員の確認については、その旨を議長に申し出るなどの手続きにより対応されたい。

③ ところで、交付決定が行われたにもかかわらず、「交付請求」を行わない等受給を辞退する場合は、既に確定した債権を放棄することとなり、公職選挙法で禁止されている寄附行為に抵触する可能性があると考えられる。

10 政務調査費の具体的使途基準を規程事項としたのはなぜか。(第9条関係)

政務調査費の使途は、「議員の調査研究に資するための経費」と法律で規定されており、その「使途基準」は、あくまでも使途についての参考として具体的に列挙するものであることから、規程に定めることとするものである。

11 収支報告書の様式を条例で定めることとしたのはなぜか。又、その記載の内容(項目区分等)についてはどう考えるべきか。(第10条関係)

- ① 政務調査費の収支の透明化を図ること及び政治活動の自由を確保することの二つの要請を調和させる観点から、収支報告書が議長に提出され、閲覧等に供されることになることから、その様式を条例で定めることとしている。
- ② 収支報告書の内容についても、同様の観点から判断すべきと考えられるが、従来の政務調査費に関する訴訟においても同趣旨の判例が示されており(千葉地裁)、こうした判例に見られる考え方を拠り所とするのが妥当と考えられるので、本条例(例)においてはこの判断を基準としてその内容を定めることとしている。

1 2 届出された収支報告書の内容について、議長においてチェックする仕組みを探ることとしているが問題はないか。(第 11 条関係)

- ① 都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から、一般的には知事の調査、検査の権限が及ぶものである。
- ② しかしながら、千葉地裁の判決にみられるように、「被告(知事)に対しその調査、研修等の活動に関する領収書等の証票類や現金出納簿まで提出しなければならない」とすると、それは、各会派の議員の政治活動の自由に重大な影響を与えるかねない…」といった考え方には首肯すべきものがあり、全面的に知事の調査、検査権に委ねることは適当でないと考えられる。
- ③ 一方、自治法上議長の有する権限は、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権及び議会代表権(法第 104 条)に限られていることから、本条の規定により、法的に権限が付与されたことにはならないものと考える。
- ④ しかし、収支報告書の提出を受ける議長は、その報告書が所定の要件(条例等に定められた様式や内容等)を備えているかどうかをチェックすることが求められるとともに、政務調査費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるように努める必要があり、こうした観点から、議長に対し必要に応じ所要の調査が行えるよう条例において定めることが適当と考えられる。

1 3 自主的に返還する場合や目的外の使用が明らかとなった場合どうするのか、又、知事は「返還を命じることができる」と規定されているのはなぜか。(第 12 条関係)

この規定は、政務調査費に残余が生じた場合の当該残余の返還及びいわゆる目的外使用があった場合の当該目的外使用にかかる政務調査費の返還について定めたものである。「返還を命ずることができる。」としたのは、あくまでも知事の返還命令の根拠を規定したものであり、残余が生じた場合には先ず会派又

は議員から、自主的に返還をするのが通常の形態と考えられる。①

14 収支報告書は閲覧に供さなければならないのか。(第13条関係)

- ① 今回の制度改正において、「収支報告書を議長に提出すること。」とされている趣旨は、政務調査費については、できる限りその透明化を図ることが要請されており、また、資産公開制度など法に閲覧制度が置かれている例もあることなどから、議会が自らその収支状況を公開すること等が可能となるよう、その仕組みが設けられたものと考えられる。
- ② したがって、閲覧制度のみが選択肢ということではないが、透明性の確保を図るため、何らかの方策が講じられるよう、各団体の情報公開制度の進度やそれとの整合性にも留意しながら、適切に対応することが望まれる。

三 その他

15 政務調査費の額の決定については、「第三者の意見を聞く」旨の規定を設けるべきではないか。

- ① 行政課長通知は、「政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、特別職報酬等審議会等第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること」としている。
 - ② 政務調査費の額について住民の理解を得る観点からは、こうした手続きを踏むことが適当と考えられるが、第三者機関の意見などを聞く方策を検討する場合
 - ア) 政務調査費は議員の調査研究に要する費用の一部に充てられるものであり、報酬とは異なり残余がある場合は当然返還されるものであること。
 - イ) 議長あるいは議会に第三者機関を設置することは自治法上想定されていないこと。
- などを勘案すると、条例を議員提案で行うとした場合、第三者の意見を反映させる方策としては、当面、参考人制度を活用するなどの取組みが考えられるところである。

16 会派が受けた政務調査費を議員に配分することはどうか。又、議員が受けた政務調査費を会派に納めることはどうか。

- ① 会派に交付された政務調査費を例えば単純一律に議員個人に配分するといったことは、新たに議員にかかる政務調査費が制度化された今回の法改正の趣旨に照らして適当でないと考えられる。ただ、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対しそれに必要な経費を支弁することもあり得るものと考えられる。そうした場合、会派から経費の支弁を受けた議員においては、当該経費にかかる収支について会派に報告し、使用残額は会派に返還する必要がある。
- ② 一方、議員に交付された政務調査費は、あくまでも、議員個人が行う調査研究事業に用いられるべきであるが、例えば、会派に所属する議員が共同して調査研究を行うケースや会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することもあり得るものと考えられる。なお、この場合においても、個人に係る政務調査費として、その収支内容を明確にしておく必要がある。

17 条例案の提案者はどう考えるべきか。

本条例の内容は、議員活動基盤の充実に資するための政務調査費という議会自身の活動に関する制度であり、予算関連条例ではあるが、議会自らが情報公開を含めその適切な運営に努める姿勢を明確に表明するという議会の主体性発揮の意味を考慮すると、議員提案の条例として取り組むことが望ましいと考えられる。

18 議員に係る政務調査費に対しては課税されることとなるのか。

今回の地方自治法の改正により創設された「政務調査費」は、これまで全ての都道府県において予算措置で実施されていた、いわゆる県政調査交付金を地方自治法に支給根拠を置くものとし、条例によりその交付の対象、交付の額等を定めることとされたものである。

その性格、特徴を整理すれば、以下のとおりである。

- (1) 議會議員の「調査研究」という専ら公的職務活動に充当され、その用途基準(※)も明確に定められるものであること。したがって、私的消費に属する交際費や接遇費には充てられないこと。
- (2) 使用残額については、県に対しその返還が義務づけられていること。
- (3) 議長に対し収支報告書の提出が義務づけられていること。
- (4) その透明性を確保するため、収支報告書が情報公開や閲覧の対象など

とされていること。

(5) 会派とは別に、条例で定めれば個々の議員も交付対象となりうるものであること。

(※)専ら調査研究のために使用する通信費、旅費、調査委託費、図書費、会議費、人件費等

以上の性格等から、「政務調査費」はその全額が議員としての公的職務活動に必要な費用を賄うために使用される仕組みとなっている。したがって「政務調査費」が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究のために支出した費用を控除した収支差額については、剩余が生ずることは有り得ず(前述のように使用残額については返還義務がある。)、その結果、課税所得は発生しないものと考えられる。

議題

参 考 資 料

議員の活動基盤の強化に関する要望

〔附録第3回ご参考事例〕

地方分権一括法が成立し、地方分権は今や名実ともに実行の段階を迎えることとなった。

こうした中で、都道府県議会議員の場合、現在でもその勤務の実態は常勤化、専業化しつつある状況にある。

更に、地方分権の時代にあって、地方議会が住民の負託に応え、その役割を十分に果たしていくためには、議会を構成する議員の活動基盤の強化が不可欠である。

よって、地方自治法について、下記の事項に関し、所要の改正を行われたい。

1. 議会の活性化を図るためにには会派の活動を一層充実強化することが必要であり、都道府県政調査交付金の支給根拠について、一般的な団体補助金と同列に置くのではなく、その位置付けを明確にすること。
2. 地方分権の進展に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費(例えば文書通信費、事務所費など)を支給できるようにすること。

平成 11 年 11 月 11 日

全国都道府県議会議長会

地方自治法関係条文

〔報酬及び費用弁償〕

第一百三十二条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔給与等の支給制限〕

第一百四条の一 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給与も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第一百三一条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

〔寄附又は補助〕

第二百三十二条の一 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明

この際、委員長から、本起草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について申し上げます。

本年四月一日に施行された地方分権一括法により、地方分権は今や実行の段階を迎えることとなり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなつております。

地方議会は住民の負託に応え、幅広い活動を行つておりますが、審議が複雑化、高度化し、委員会審査の一層の充実が求められるなかで、さらに積極的・効果的な議会活動を行っていくためには、現行法における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、それぞれの議会の判断に基づいて常任委員会数を決定できるよう、制度を改善し、地方議会の自主性、独立性を尊重していく必要があります。

また、地方議会の活性化を図るためにには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要になっております。

さらに、地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようになりますが、議会の活性化に資するものと肥料されるのであります。

以上のことから、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するため、本起草案を提出することとした次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

まず、第一に、地方議会の意見書を、関係行政庁のほか、国会にも提出することができるものとしております。

第二に、地方公共団体は、条例により、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できるものとするとともに、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その取支状況を議長に報告するものとしております。

第三に、地方議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廢止するものとしております。

なお、本案は、公布の日から施行するものとし、政務調査費に係る改正部分については、平成十三年四月一日から施行するものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 国会に対する地方議会の意見書の提出

地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を、関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができるものとすること。

(第九十九条関係)

第二 条例による政務調査費の交付

1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとすること。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとすること。

2 1の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとすること。

(第一百条関係)

第三 常任委員会の数の制限の廃止

地方公共団体の議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとすること。

(第一百一条関係)

第四 施行期日

この法律は、交付の日から施行するものとすること。ただし、第一に係る部分は、平成十三年四月一日から施行するものとすること。

(附則関係)

地方自治法の一部を改正する法律案

(本稿)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十九条中「意見書を」の下に「国会又は」を加える。

第一百条第十一項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第一百条第一項中「都にあつては十二以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上一百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の」を削る。

附 則

この法律は、交付の日から施行する。ただし、第一百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及び人口段階別の常任委員会の数の制限の廃止の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(参考)

地方自治法の一部を改正する法律案新旧对照条文

- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。	第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる。
第一百条 ①～④ (略)	第一百条 ①～④ (略)
⑤ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。	⑤ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
⑥～⑨ (略)	⑩～⑫ (略)
第一百零一条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。	第一百零一条 普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあつては十以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の常任委員会を置くことができる。
⑩～⑬ (略)	⑭～⑯ (略)

(注) この資料は、自治省において作成したものである。

自治行第31号
平成12年5月31日

各都道府県知事 殿

自治事務次官

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号。以下「改正法」という。）が、平成12年5月24日に成立し、同年5月31日公布されました。

今回の改正は、地方分権の進展に対応した普通地方公共団体の議会（以下「議会」という。）の活性化に資するという観点から、議会が国会に対し意見書を提出することができるとしてとともに、議会における会派又は議員に対し、条例により政務調査費を交付することができることとし、併せて、議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するなどの措置を講じるものであり、衆議院地方行政委員会委員長の提案により成立したものです。

改正法は、公布の日から施行されることになりますが、条例による政務調査費の交付に関する事項にあっては、平成13年4月1日から施行することとされています。

つきましては、改正内容は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

貢献するや関心出費の書見意の会議るや被り全国
記

- 議会は、意見書を関係行政庁に加え、国会にも提出することができるものとすること。
(第99条関係)
 - 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとすること。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとすること。
また、政務調査費の交付を受けた議会における会派又は議員は条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議会の議長に提出するものとすること。
(第100条関係)
 - 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとすること。
(第109条関係)

平成12年5月31日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長

自治省行政局行政課長

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成12年5月31日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）の施行については、平成12年5月31日付け自治行第31号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遗漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 国会に対する議会の意見書の提出に関する事項

国会への意見書の具体的提出方法については、衆議院事務局及び参議院事務局からの要請を踏まえた上で、別途、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会から、普通地方公共団体（以下「団体」という。）及び特別区の議会の各議長あて通知される予定であるので留意すること。

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収

入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

(3) 政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。

(4) 従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3 常任委員会の数の制限の廃止に関する事項

常任委員会に係る条例の制定又は改廃にあたっては、常任委員会制度が広汎かつ多岐にわたり専門化、技術化している団体の事務を合理的、能率的に調査又は審議するために設けられたものであることに十分配慮し、濫設等の批判を招くことがないよう留意すること。

国会における関係法律

① 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年七月七日法律第五十一号）（抄）

第一条 国会が国の唯一の立法機關たる性質にかんがみ、国會議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派（以下「会派」という）に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定による届出のあつた政治団体で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）に対し、立法事務費を交付する。

2 前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。

第二条 立法事務費は、毎月交付する。

第三条 立法事務費として各会派に対し交付する額は、各議院における各会派の所属議員数に応じ、議院一人につき六十五万円の割合をもつて算定した金額とする。

第四条 前条の所属議員数は、毎月交付日における各会派の所属議員数による。

2 立法事務費の交付日において、議員の任期満限、辞職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができるない。

第五条 各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条 各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条 各議院の議長は、立法事務費の交付に關し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に關する規程は、両議院の議長が協議して定める。

② 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年四月三十日法律第八十号）（抄）

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交換料として月額百万円を受ける。

2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課すことがで
きない。

貢傳彙

○十箇箇所の取扱いの問題をも斟酌した会員委員會
監査委員會より本題の開示同様の事項を審査するに付交の審査問題題（1）
貢献する十箇箇所の左
貢献する十箇箇所の「革基金等の審査問題題・筆點」（2）
貢献する十箇箇所の「革基金等の十箇箇所の開示問題」（3）
貢献する十箇箇所の「開示付交の審査問題題」（4）

野日博劍

「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」設置要綱

平成 12 年 5 月 25 日

1 設置目的

地方自治法第 100 条第 12 項及び第 13 項に基づく政務調査費の交付に関する標準条例等の策定及び交付事務等に関し必要な事項について検討協議するため「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」を設置する。

2 構 成

委員会は、理事県(平成 12 年 7 月 26 日開催の定例総会において選任された理事)の議会事務局長をもって構成する。委員会は必要により委員県の総務課長等担当課長の会議を開催することができる。

3 協議事項

委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 「政務調査費の交付に関する標準条例」及び同条例に規定する関係書類の様式の作成に関する事項
- (2) 「標準・政務調査費の使途基準」の作成に関する事項
- (3) 情報開示等に関する処理基準に関する事項
- (4) その他政務調査費の交付に関し必要な事項

4 検討日程

委員会は平成 12 年 7 月 26 日開催の定例総会後速やかに開催し、平成 12 年 9 月末までに成案を得ることを目途に隨時協議を行う。